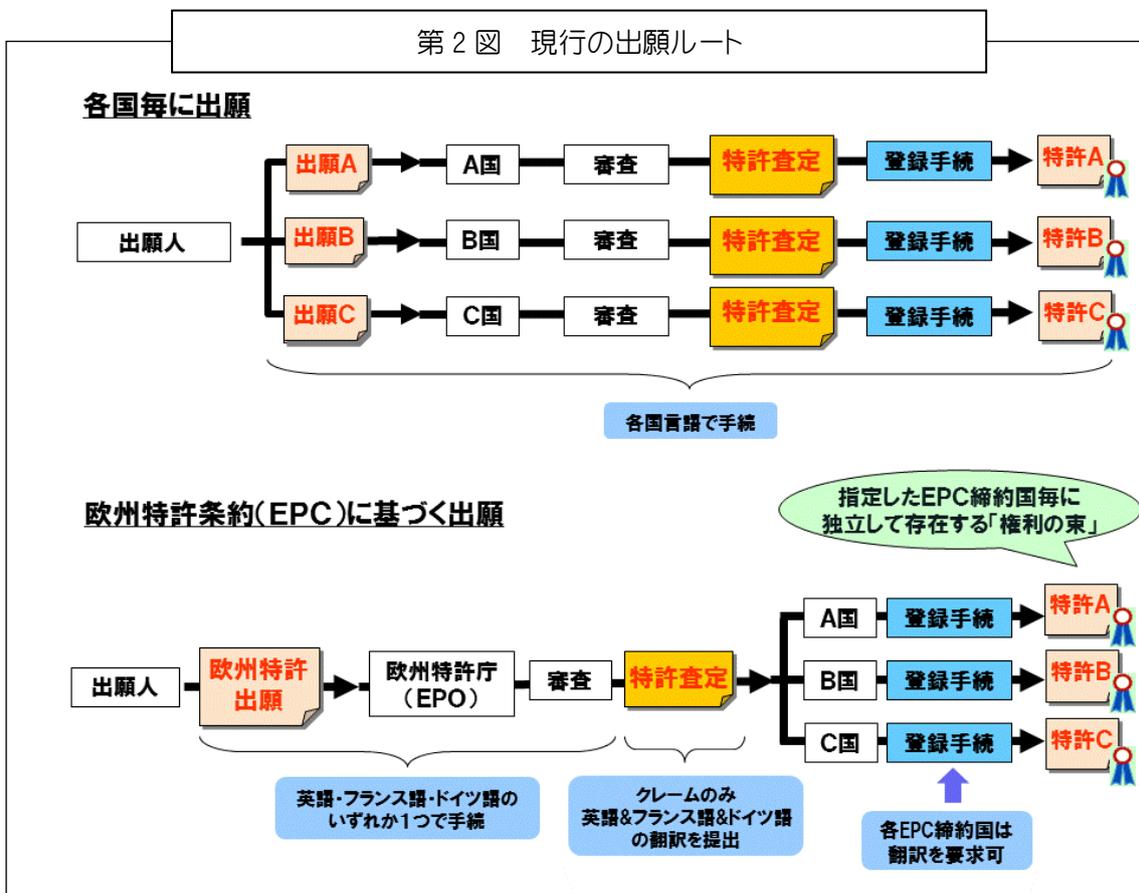


1. 欧州特許と単一特許

(1) 既存の欧州特許

これまで、欧州には、27 国が加盟する EU の枠組みとは別に、38 の締約国を擁する欧州特許条約（EPC）の枠組が存在しており、欧州特許庁（EPO）が出願や審査について一元的な手続を行っている。しかし、欧州特許は、各国特許の「権利の束」とされているように、EPO が特許査定を行った後は、出願人が指定する各 EPC 締約国において特許権が別々に独立して存在していた。そのため、特許権の登録や管理は各国の特許庁において別々に行われるために管理負担が生じていたことに加えて、特許権を行使しようとする際には、原則として各国において別々に裁判手続を行わなくてはならず、訴訟コストの増大等の問題が指摘されていた。

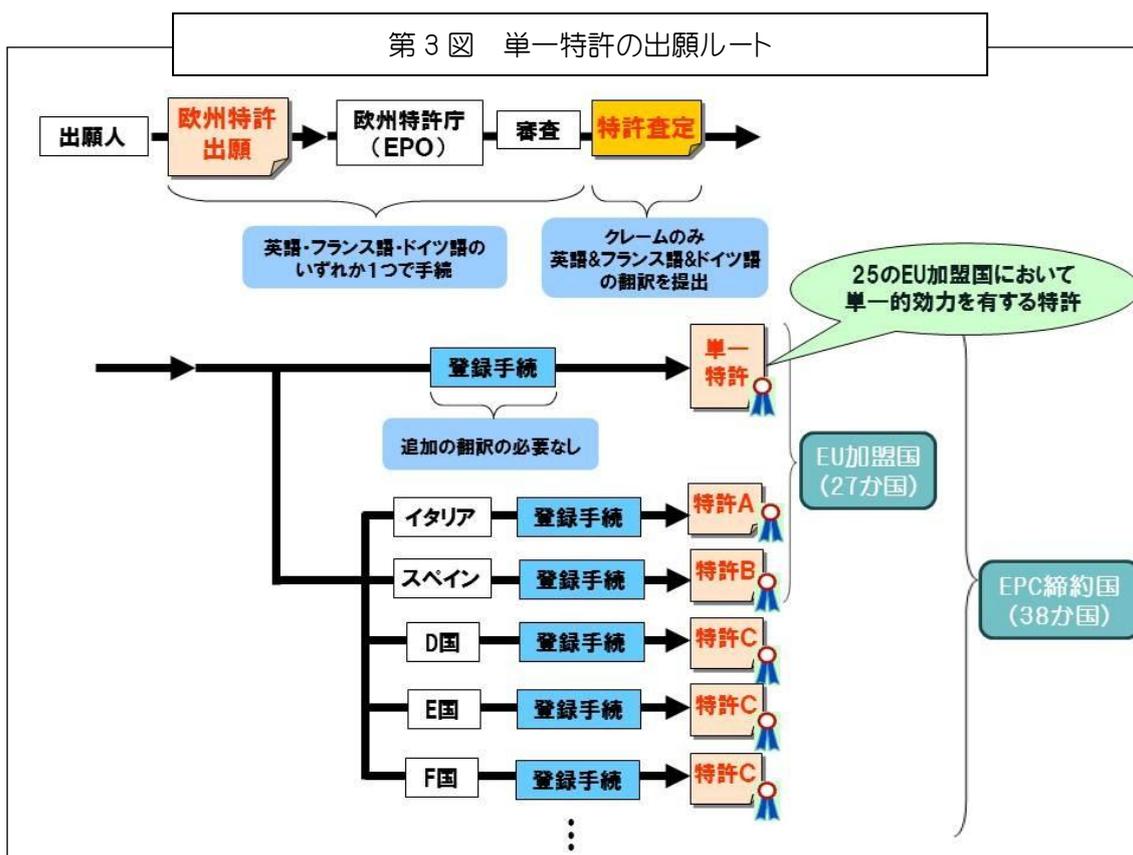
また、ロンドンアグリーメント⁴に加入している 18 の EPC 締約国を除くと、各 EPC 締約国の公用語へ明細書全文を翻訳しなくてはならず、翻訳コストも出願人の大きな負担となっており、そのため、欧州委員会から公表された報告書によれば、欧州の 13 か国において特許を取得するための費用は、日本や米国の 10 倍以上であることが指摘されている。



⁴ 欧州知的財産ニュース 2006 年 10 月号「ロンドンアグリーメントの批准・加入についての最近の状況」(PDF)
欧州知的財産ニュース「マケドニア旧ユーゴスラビア、ロンドンアグリーメントに加入」(2012 年 2 月 2 日) (PDF)

(2) 単一特許の制度骨格

現在検討が進められている単一特許は、イタリアとスペインを除く 25 の EU 加盟国の間で単一的な効力が与えられるものであり、その訴訟システムについても新たに創設される統一特許裁判所が専属管轄を有することが予定されている。また、単一特許は、基本的に EPC に準拠⁵して、EPO が出願→審査→登録→管理の一連の業務を遂行するものであり、つまり、「欧州単一効特許」とは、既存の欧州特許に対して新たに単一的効力を付与したものであると理解することができる。よって、出願から審査までの手続については現行の欧州特許と基本的に同様であり、権利取得を希望する国を指定する際に、イタリアとスペインを除く 25 の EU 加盟国をまとめて指定することができる。



(3) 翻訳手続

翻訳言語規則案第 3 条に規定されているように、欧州単一特許明細書が公開された後、紛争が生じた場合等を除き、原則として明細書を各国の公用語へ翻訳する必要はないため、翻訳費用の負担軽減も期待されている。ただし、移行期間中は、手続言語がフランス語またはドイツ語であるときは、明細書の英語への完全な翻訳（同第 6 条(1)(a)）、手続言語が英語であるときは、明細書の EU 公式言語である協定締約国の任意の公用語への完全な翻訳（同第 6 条(1)(b)）の提出が必要とされている。また、将来的には機械翻訳の利用可能性に

⁵ EPC 第 142 条には、一部の締約国間で単一的効力を付与することが可能であることが規定されている。

についても検討が進められており、EPO は機械翻訳の開発に全力を挙げている。

2. 単一特許と統一特許裁判所の法的枠組

単一特許とそれを取り扱う統一特許裁判所の存在は一体不可分の関係にあり、両方の法的枠組が成立して初めて実現するものである。現在検討が進められている、(1)単一特許規則案⁶（「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する欧州議会及び理事会規則(Proposal for a Regulation of the Council and the European Parliament implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection)」）、(2)単一特許の翻訳言語規則案（「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する理事会規則(Proposal for a Council Regulation implementing enhanced cooperation in the area of unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangements)」）、(3)統一特許裁判所協定案（Draft agreement on a Unified Patent Court）⁷の3つの法的枠組は、本来異なる立法過程を経て成立するものであって別々に議論がなされるべきものであるが、実際上は、ひとつのパッケージとして同時並行的に議論が進められている。しかしながら、政治的な要因もあり、それぞれの立法過程における議論が互いに複雑に絡み合っていることから、3つの法的枠組についてこれまでの議論の経緯を振り返ってみたい。

(1) 単一特許規則案

単一特許規則案は、単一特許の基本的設計を規定したものであり、EU の枠組において、「規則」として制定されることが予定されている。EU 運営条約（TFEU）第 118 条によって定められる通常立法手続（Ordinary Legislative Procedure）に基づき、欧州議会と EU 理事会とが共同で採択することによって成立するものであり、単一特許規則案は欧州議会が正式に立法権限を有する唯一の法的枠組である。2011 年 6 月 27 日に EU 理事会の承認が得られているものの、現時点では欧州議会からの承認が得られていない。特に、単一特許規則案の第 6 条には直接侵害、第 7 条には間接侵害、第 8 条には効力の制限について定義されているが、これらの規定を EU の枠組である規則案に組み込むか否かについては、後記のとおり現在も活発な議論が行われている。

(2) 翻訳言語規則案

2009 年 12 月 1 日のリスボン条約⁸の発効によって修正された TFEU 第 118 条には、単一

⁶ [欧州知的財産ニュース「EU 競争担当相理事会、欧州単一効特許関連 2 規則案について承認」\(2011 年 6 月 27 日\) \(PDF\)](#)
[欧州知的財産ニュース「欧州委員会、単一特許制度の創設に関する 2 つの規則案を公表」\(2011 年 4 月 17 日\) \(PDF\)](#)

⁷ [欧州知的財産ニュース「EU 競争担当相理事会、統一特許裁判所の新たな条文案について議論開始」\(2011 年 10 月 3 日\) \(PDF\)](#)

公式に公開されている最新の協定案の全文については以下参照。

[Draft agreement on a Unified Patent Court and draft Statute \(PDF\)](#)

⁸ EU の新しい基本条約であり、欧州理事会常任議長への創設、外務・安全保障政策上級代表への創設、機構・制度の効率化、EU の政策領域拡大等の特徴とする。また、民主的統制強化の観点から欧州議会の立法権限が強化された。

参考：[リスボン条約の概要 \(2009 年 12 月 JETRO 調査レポート\)](#)

特許の翻訳言語について、特別立法手続（Extraordinary Legislative Procedure）を経なくてはならないことが規定されていることから、翻訳言語規則案は、単一特許規則案とは別の規則として議論が進められている。翻訳言語問題は単一特許の実現を40年以上に渡って困難にさせていた要因のひとつであったが、特別立法手続においてEU理事会が全会一致で採択することが必要であることから、翻訳言語問題については極めて議論が難航した。

最終的に、イタリアとスペインは、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする提案に妥協の姿勢を示さなかったことから、2011年3月、イタリアとスペインを除く25のEU加盟国は、27の全てのEU加盟国によって単一特許を創設することを断念し、EU条約（TEU）第20条およびTFEU第326条から第334条に規定される「強化された協力（Enhanced Cooperation）」に基づき、先行統合を進める方針を決定した⁹。特別立法手続においては、欧州議会へ諮問することが必要であるが、欧州議会の判断に直接的な法的拘束力はないため、2011年6月27日にEU理事会において承認されたことで大幅な前進が図られたと言える。なお、イタリアとスペインも後から「強化された協力」の枠組に参加することは可能である。

これに対して、イタリアとスペインは「強化された協力」の枠組を利用するための条件が満たされておらず、TFEUに照らして適法でないとして、2011年5月、欧州連合司法裁判所（CJEU）へ共同で提訴を行っている¹⁰。通常、CJEUの判決が出るまでには2年程度を有するとされており、判決が下されるのは2013年になると見込まれているが、仮にCJEUがイタリアとスペインの主張を認める判決を下した場合には、翻訳言語問題についての議論が振り出しに戻る可能性も否定できない。

(3) 統一特許裁判所協定案

単一特許および既存の欧州特許の侵害訴訟や取消訴訟を取り扱う統一特許裁判所の設立を規定する協定（条約）案であり、EUの枠組とは異なり、外交会議において各国によって条約に署名がなされ、その後、各国における批准手続が必要とされる。2011年3月のCJEU判決¹¹によって、非EU加盟国のEPC締約国の参加についてはEU条約に適合しないとの判断がなされたため、現行の協定案においてはEU加盟国のみが参加できることが規定されている。つまり、統一特許裁判所は、単一特許のみならず既存の欧州特許も取り扱うことが予定されているが、非EU加盟国であるスイス、ノルウェー、トルコ等が参加できる可能性は同CJEU判決によってほぼ消滅した。

2012年6月の欧州理事会の決定によれば、英国、ドイツ、フランスの3か国を含む13か国の批准によって統一特許裁判所協定案が発効することとされており、全ての協定締約国における国内の批准手続を待つ必要が不要となった。また、統一特許裁判所協定案の発効

⁹ [欧州知的財産ニュース「EU競争担当相理事会、25の加盟国によるEU特許の枠組創設を承認」](#)（2011年3月10日）（PDF）

¹⁰ [欧州知的財産ニュース「イタリアとスペイン、25の加盟国による欧州単一特許の枠組創設に関しCJEUへ提訴」](#)（2011年6月4日）（PDF）

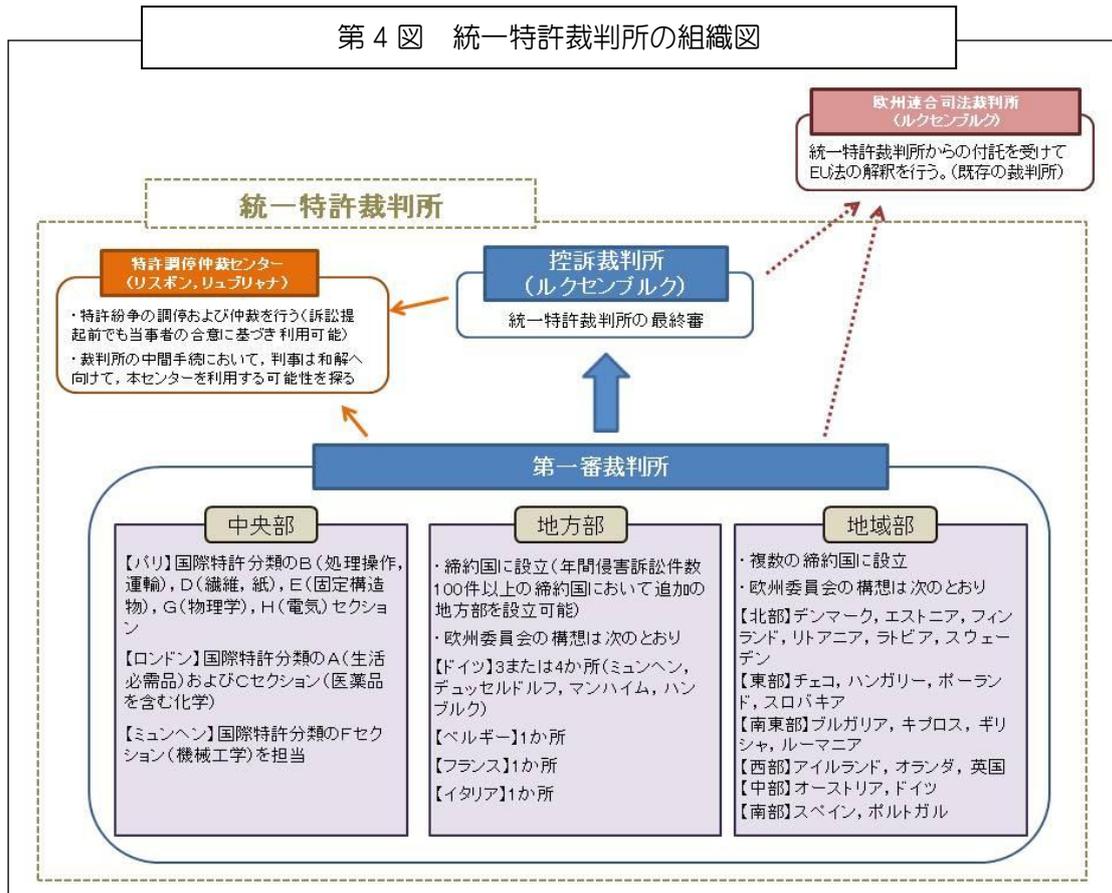
¹¹ [欧州知的財産ニュース「欧州連合司法裁判所、欧州および共同体特許裁判所のEU条約適合性について判示」](#)（2011年3月9日）（PDF）

と同時に、単一特許規則と翻訳言語規則が発効することが予定されている。

3. 統一特許裁判所の組織と役割

(1) 設置場所を巡る議論

単一特許を取り扱うことが予定されている統一特許裁判所の設置場所については、2011年12月のEU理事会¹²において、控訴裁判所（Court of Appeal）をルクセンブルク、特許調停仲裁センター（Patent Mediation and Arbitration Center）をリスボン（ポルトガル）とリュブリャナ（スロベニア）の2か所に設置することが合意された。



しかしながら、第一審裁判所（Court of First Instance）の中央部（Central Division）の設置場所については、パリ、ロンドン、ミュンヘンの三都市の間で調整が難航、政治問題化したため、議論が持ち越しとなっていた。ファン＝ロンパイ欧州理事会議長は、このような政治的議論の膠着によって統一特許裁判所の設立を長引かせるべきではないとして、2012年前半までに議論を決着させるよう各国首脳に要請していたところ、2012年6月の欧州理事会の決定によって、パリを中央部としつつも、ロンドンとミュンヘンを中央部の支部とし、訴訟案件の技術分野に応じてロンドンが国際特許分類のCセクション（医薬品を含む

¹² [欧州知的財産ニュース「EU25 各国、統一特許裁判所の一部設置場所につき合意」\(2011年12月7日\) \(PDF\)](#)

化学) および A セクション (生活必需品) を, ミュンヘンが国際特許分類の F セクション (機械工学) を担当することで妥協が図られた。

地方部 (Local Division) と地域部 (Regional Division) の設置場所については, 現時点で公式な情報は公開されていない。地方部については, 年間の特許侵害訴訟件数が 100 件以上の締約国に設立することが可能であるとされていることから, 圧倒的に訴訟件数が多く 3 ~4 か所の地方部の設置が予定されているドイツを除き, 数か国に 1 か所ずつ設置されるのみである。なお, 第 4 図において, 地方部と地域部の設置場所については, 欧州委員会による構想に関する非公式な情報に基づくものであり, 公式に決定されたものではない。

(2) 統一特許裁判所の裁判管轄

統一特許裁判所は, 移行期間¹³終了後は, 単一特許だけではなく, 「権利の束」と呼ばれる既存の単一効を有しない欧州特許についても, 侵害訴訟および取消訴訟等について専属管轄を有する。つまり, 特許権利者は, 単一特許と欧州特許の両方について, 統一特許裁判所の協定締約国における侵害訴訟や取消訴訟を統一特許裁判所に常に提起することとなり, もはや国内裁判所へ訴訟提起することはできなくなる。たとえば, 単一特許ではなく, 既存の欧州特許を利用して, 英国, ドイツ, フランスの 3 か国において権利を取得した場合であっても, これらの国で権利侵害が発生した場合には, 必ず統一特許裁判所に対して訴訟を提起しなくてはならず, その判決は, 英国, ドイツ, フランスの 3 か国において効力を有することとなる。

このような訴訟システムの一元化と効率化によって訴訟コストの軽減が期待される一方, 統一特許裁判所の地方部や地域部において特許訴訟経験が十分ではない判事によって審理が行われる場合, 侵害訴訟事件において特許権の取消を求める反訴がなされた結果として, 十分な根拠がないにも関わらず全ての協定締約国において特許が無効と判断されてしまうリスクについて, 一部のユーザーからは懸念も示されている。このような不安を解消するため, 現在の統一特許裁判所協定案において規定される移行期間を 5 年から 7 年へ延長することについても検討が進められているようである。また, 統一特許裁判所が創設されたとしても, 競合企業の多いドイツ, フランス, 英国, オランダ等での訴訟が多いという従前の傾向に大きな変化はないと予測されることから, 懸念はないとする意見も見られる。

(3) 第一審裁判所の裁判管轄 (侵害訴訟)

統一特許裁判所は, 第一審裁判所と控訴裁判所の二審制で構成されるが, 第一審裁判所には, 中央部, 地方部, 地域部が存在しており, これらの間でどのように役割を分担するかについても議論に注目が集まっている。

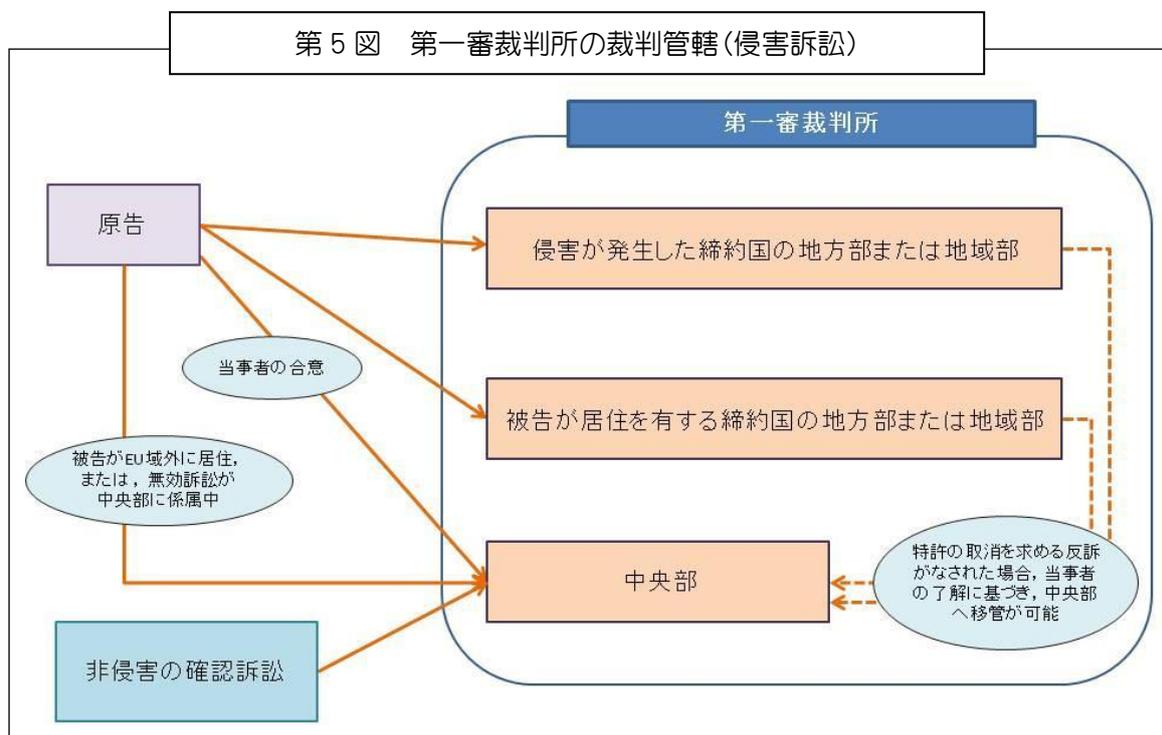
現在検討されている統一特許裁判所協定案によれば, 原則として, 侵害訴訟は, 実際の侵害が発生したか侵害の虞がある締約国に設置されている地方部または当該締約国が参加する地域部 (統一特許裁判所協定案第 15 条 a(1)(a)), または, 被告が居住している締約国に

¹³ 2011 年 12 月の EU 理事会において, 移行期間中は従来の単一効を有しない欧州特許について国内裁判所への提訴を可能とすることが合意されている。

設置されている地方部または当該締約国が参加する地域部（同第 15 条 a(1)(b)）において提起される。一方、非侵害の確認訴訟については、中央部に提起される（同第 15 条(1)(A1)および第 15a 条(3)）。

また、侵害訴訟において、特許の取消を求める反訴がなされた場合には、地方部または地域部は、(a)侵害訴訟と取消訴訟の両方を取り扱う、(b)中央部に反訴の判決を付託し侵害訴訟を停止または続行する、(c)当事者の了解を得て、中央部に侵害訴訟の判決を付託するという選択肢を有する（同第 15 条 a(2)）。侵害訴訟を審理する裁判所が特許の有効性を判断する英国型（欧州における多数派）と、バイファーケーション¹⁴と呼ばれる侵害訴訟と特許の有効性を別々の裁判所が取り扱うドイツ型との間で一時は論争が生じていたが、現在はどちらの選択肢も可能とする方向で議論が進められている。

さらに、2012 年 6 月の欧州理事会に決定によれば、中央部の裁判管轄について、被告が EU 域外に居住を有するときは、当事者は中央部に対して侵害訴訟を提起する選択肢を有すること、および、無効訴訟が既に中央部に対して係属しているときは、特許権者は中央部に対する訴訟提起を可能にすることが合意された。



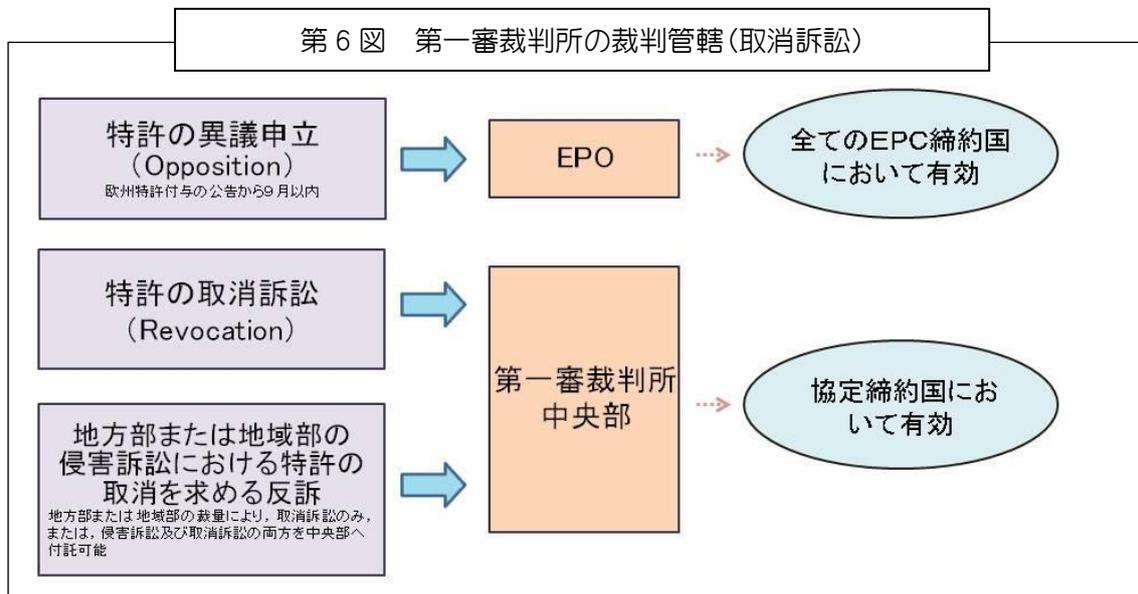
(4) 第一審裁判所の裁判管轄（特許の取消訴訟）

特許権の取消（Revocation）に関する訴訟については、原則として中央部が裁判管轄を有する（統一特許裁判所協定案第 15 条(1)(C)および第 15a 条(3)）ことが予定されているが、地方部または地域部が審理中の侵害訴訟において、特許の取消を求める反訴が提起された

¹⁴ Bifurcation。侵害訴訟と無効訴訟が別々の裁判所で審理されること。たとえば、ドイツでは、侵害訴訟は地方裁判所に提起するのに対し、無効訴訟は連邦特許裁判所に提起するが、他方、イギリスでは、訴訟侵害の中で特許無効が主張されれば同一の裁判所が共に判断を行うとされており、欧州各国の訴訟制度において取扱が異なっている。

場合には、地方部または地域部の裁量により、取消訴訟を中央部に付託することなく（バイファケーションを選択することなく）、地方部または地域部が特許の有効性に関する判断を行うことが可能とされている（同第 15 条 a(2)）。

他方、異議申立については、現行の欧州特許と同様に EPO が審理を行い、EPO の決定に対して統一特許裁判所へ控訴することはできない。



4. 単一特許規則案第 6～8 条問題

2012 年 6 月の欧州理事会の合意については、一見すると、パリに統一特許裁判所の中央部を勝ち取ったフランスの勝利であったかのように見えるが、実は、その裏で様々な政治的取引が行われていた模様である。そのひとつとして、英国政府が以前から繰り返してきた主張を反映して、単一特許規則案第 6～8 条を削除する要請が欧州理事会の決定に盛り込まれることとなった。そして、この欧州理事会の要請は、新たな問題を表面化させる結果ともなっている。

単一特許規則案第 6～8 条は、直接侵害、間接侵害、効力の制限を定義している。同様の規定は、統一特許裁判所協定案第 14 条 f～h にも存在しているが、同協定案は EU の枠組ではないため法令解釈は統一特許裁判所が行うこととなる。一方、単一特許規則案は EU の枠組であるため、直接侵害や間接侵害の定義をめぐる争いが生じた場合には、EU の司法機関である CJEU へ付託がなされる必要がある。しかしながら、CJEU の審理には長時間を要することや、CJEU には特許訴訟経験の豊富な判事がないことから、英国を中心とする一部のユーザー¹⁵からは同条を単一特許規則案から削除すべきとの主張が繰り返されていた。また、欧州の産業団体であるビジネスヨーロッパからも、2011 年 10 月 26 日付け EU 議長

¹⁵ たとえば、英国の産業団体である IP Federation は、2012 年 5 月 30 日付けの欧州委員会宛の書簡「[Unitary Patent Regulation and Unified Patent Court Agreement \(PDF\)](#)」において、単一特許規則案第 6～8 条の削除およびバイファケーションの削除を要請している。

国宛の書簡において同様の懸念が示されていた¹⁶。

これに対して、欧州議会は、単一特許はEUの枠組において創設されるものであり、その基本的な要素についての法解釈はEUの司法機関であるCJEUに委ねられるべきとする立場であった。そして、欧州議会とEU理事会との間では同条を維持することで既に合意がなされていたことから、2012年7月に欧州議会の本会議で投票が行われ規則が成立する見込みであったものの、その直前に欧州理事会が同条の削除を要請したことから、欧州議会は投票を見送らざるを得ない状況になった。

ただし、欧州理事会の要請は何ら法的拘束力を有するものではないため、欧州議会は欧州理事会からの要請を無視して、同条を維持したまま規則案を成立させてしまうことも制度上は可能であった。しかしながら、首脳レベルでの政治的合意に反して単一特許規則案を採択した場合には、翻訳言語規則案や統一特許裁判所協定案も含めたパッケージ全体の今後の進展に深刻な影響が出ることも考慮し、本会議での投票を延期する措置が講じられたものと考えられる。

残念ながら、現時点において、本事項に関する解決の見込みは立っていないようであり、見通しは不透明である。

5. その他の課題

これまで、翻訳言語問題、訴訟制度のEU条約との適合性、統一特許裁判所の設置場所等、主要な問題点がひとつずつ解決されてきた。単一特許規則案第6～8条問題が現在の最も大きな障害であると考えられるが、これ以外にも完全に解決されていない問題は残されている。

(1) 統一特許裁判所の信頼性

現行の制度において、特許訴訟が頻繁に起こされているEU加盟国はドイツ、英国、フランス、オランダ等の一部の国に限られており、他方、大半のEU加盟国においては年間の特許訴訟件数が数件から数十件であると言われており、特許訴訟経験の少ない判事も多いことから、品質の観点から懸念を示すユーザーも多い。予見性が高い訴訟結果が得られるように、十分に特許訴訟経験が豊富であり技術的知見を備えた判事が統一特許裁判所の判事として任命されることが期待されているところ、判事の選出基準や判事に対する研修についても強い関心が集まっている。

(2) 特許料収入の分配

特許料収入の50%はEPOが受け取り、残りの50%が各国に分配されることとされているが、その分配割合をめぐる各国間での議論が継続されており、依然として解決が図られていない。各国特許庁の財政に直結する問題だけに、政治的な交渉が長期間に渡って続け

¹⁶ [欧州知的財産ニュース「ビジネスヨーロッパ、統一特許裁判所の条文案に関し懸念を表明」\(2011年10月27日\)\(PDF\)](#)

られているが、まだ完全な合意は得られていない模様である。

6. 今後の展望

今後、単一特許規則案第 6～8 条等の問題が全て解決され、順調に議論が進んだ場合、最短で本年秋頃に欧州議会によって投票が行われた後、正式に EU 理事会の承認を経て、単一特許と翻訳言語の 2 つの規則案が成立することとなる。一方、統一特許裁判所協定案については、2012 年前半の EU 議長国デンマークと 2012 年後半の EU 議長国キプロスとの 2012 年 6 月時点の共同声明¹⁷によれば、2012 年 10 月末までには外交会議が開催されて協定に署名が行われることが予定されている。その後、各国において協定への批准手続が進められ、2013 年 11 月までに英国、ドイツ、フランスを含む 13 か国以上によって批准がなされて 2014 年 2 月に協定が発効すると共に、2 つの規則が発効することが目標として掲げられている。そして、2014 年 4 月から単一特許の登録が可能になるとされている。

ただし、5 年または 7 年という十分な移行期間が設けられる見込みであること等から、一般的に、欧州ユーザーの間にも直ちに出願戦略を変更する準備をしているという雰囲気はなく、当面の間は様子を見ながら出願戦略の最適化を検討していくものと思われる。

EU 議長国が掲げる目標の実現性については、楽観視はできないとする意見が大半であるものの、2009 年 12 月の EU 理事会による大枠合意の後、多くの困難な課題を乗り越え、遅々としながらも議論は着実に前進してきている。今後の更なる議論の進展に期待したい。

(以上)

¹⁷ [Joint Statement from the Danish Presidency and the \(incoming\) Cypriot Presidency \(PDF\)](#)